

2026 年 6 月 1 日

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項

1. 入院基本料に関する事項

当院の看護職員(看護師及び准看護師)の配置(13 対 1 以上)は次の通りです。

病棟	病床区分(病床数)	看護職員一人当たりの受け持ち数		
		8時30分～ 17時00分	17時00分～ 0時30分	0時30分～ 8時30分
2 階病棟	回復期リハビリテーション病棟入院料 1 (53 床)	8 人以内	18 人以内	18 人以内
3 階病棟	回復期リハビリテーション病棟入院料 1 (56 床)	8 人以内	19 人以内	19 人以内
4 階病棟	回復期リハビリテーション病棟入院料 1 (56 床)	8 人以内	19 人以内	19 人以内

☆看護師の割合は、7 割以上です。

当院の看護補助職員の配置(30 対 1 以上)は次の通りです。

病棟	病床区分(病床数)	看護補助職員一人当たりの受け持ち数		
		8時30分～ 17時00分	17時00分～ 0時30分	0時30分～ 8時30分
2 階病棟	回復期リハビリテーション病棟入院料 1 (53 床)	11 人以内	27 人以内	27 人以内
3 階病棟	回復期リハビリテーション病棟入院料 1 (56 床)	12 人以内	28 人以内	28 人以内
4 階病棟	回復期リハビリテーション病棟入院料 1 (56 床)	12 人以内	28 人以内	28 人以内

・入院時食事療養(Ⅰ)及び入院時生活療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については、6 時以降)、適温で提供しています。

(入院時食事療養及び入院時生活療養標準負担額)

①入院時食事療養標準負担額 1 食 550 円 (一般の方)

②入院時生活療養標準負担額 1 食 550 円 (一般の方)

居住費 1 日につき 430 円 (指定難病患者等以外の方)